

記入例

寄付申込書

本書類の作成日をご記入ください。

年 月 日

学校法人 立命館
理事長 森島 朋三 殿

[寄付申込者]

〒

住 所

フリガナ

法人名

代表者役職名

代表者氏名

郵便番号・住所・法人名・代表者の役職名
およびご芳名をご記入ください。
*押印は省略可能です。

下記のとおり、学校法人立命館の設置する学校の教育及び研究の充実のため、寄付を申し込みます。

寄付金申込金額		金	お申しいたく寄付金額全額をご記入ください。		円也
お振しいたく予定日と金額をご記入ください。			2. 送金方法 ※いずれかに○印		
一括	年 月 日	払込金額	①銀行振込 (銀行 支店)		
分割	年 月 日	円	【受取口座一覧】 ☐ 三井住友銀行 京都支店 ☐ 三菱 UFJ 銀行 京都支店 ☐ みずほ銀行 京都中央支店 ☐ りそな銀行 京都支店 ☐ 京都銀行 本店営業部 ☐ 京都中央信用金庫 本店営業部 ☐ 滋賀銀行 本店		
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
3. 寄付目的および連絡事項					
4. WEB芳名録等への掲載 *希望されない場合は☑をお願いし			☐ 法人名の掲載を ☐ 掲載を希望しない		
5. 決算日 【重要】払込予定日から決算日までの期間が2ヶ月以下となる場合は、本学寄付事務局 (TEL075-813-8110) までお知らせください。			決算月日をご記入ください。 【重要】払込予定日から決算日までの期間が2ヶ月以下となる場合は、本学寄付事務局 (TEL075-813-8110) までお知らせください。 月 日		
6. 連絡先					
フリガナ 担当者名			住所(寄付申込者と異なる場合、ご記入ください。)		
所属部課・役職名					
E-mail			TEL () —		
			FAX () —		

ご提供頂きました個人情報は、学校法人立命館プライバシーポリシーに基づき、寄付業務に関する目的および個人が特定されない学内統計資料作成にのみ使用いたします。

※立命館使用欄

DB 登録日	年 月 日
名簿 ID	No.
申込 ID	No.

(様式 3-1)

記入例

(様式 1 - 1)

本書類の作成日をご記入ください。

令和 年 月 日

寄 付 申 込 書

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿

郵便番号

-

所在地

電話番号

寄付者名
(社名)

代表者名

「社名」は受領書の寄付者名になります。「代表者名」は法人寄付として確認できる方の氏名等をご記入ください。
押印は省略可能です。

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する初等・中等教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼児教育、保育等に関する施設(以下「施設」という。)及び学校法人(私立学校法第152条第5項の準学校法人を含む。)が、その施設の運営に必要となる経費又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みたいとします。

お申しいただく寄付金額の内、今回、お振込
いただく金額をご記入ください。

一括振込の場合は申込金額全額、分割振込の
場合は、今回お振込いただく金額となります。

1. 寄 付 金 の 額

金

円

2. 寄 付 金 払 込 期 日

令和

年

月

日

3. 指 定 学 校 法 人 名

学校法人

4. 確 認 事 項

- ・当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることがありません。
- ・税制上の不当な軽減を企図したものではありません。
- ・子弟等の入学に関するものではありません。
- ・役員と指定先学校法人の理事が同一の場合、当該寄付について、所定の手続き(役員会決議など)を経ています。
- ・反社会的勢力※との関係がなく、かつ将来にわたり関係を持たないことを表明します。

※暴力、威力と非難的手段を行使して経済的利益を追求する集団又は個人。

お振り込みいただく予定日をご記入ください。

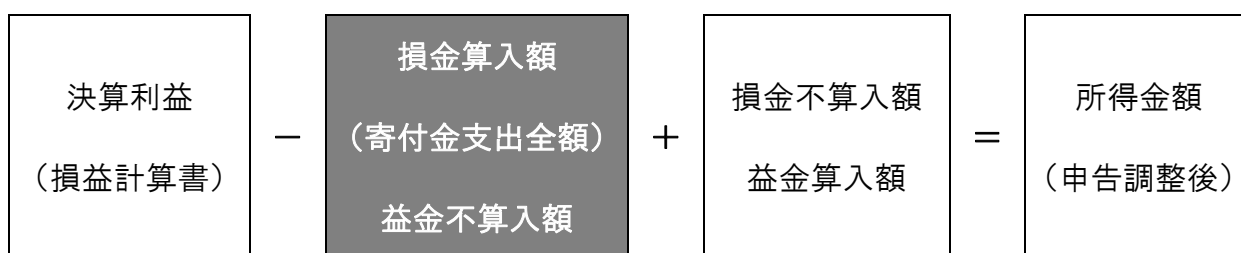
(注) 学校法人を経由してご提出ください

受配者指定寄付金（全額損金が認められる寄付金）のご案内

受配者指定寄付金は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団を通じて寄付者（企業等）が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置（寄付金全額の損金算入）を行うためのものです。この制度はいつでもお申込みを頂くことができます。

I. 税制上の優遇措置

この寄付金は、企業等法人の寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、寄付金の全額を損金に算入することができます。なお、確定申告に際してこの手続きを受けるためには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。



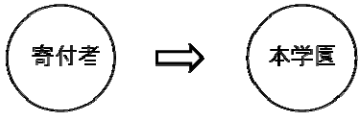
II. 手続きの流れについて

1. 学校法人立命館宛ての「寄付申込書」、および私学事業団宛ての「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ、いずれも本学の担当部課へご提出ください。
2. 振込票に記載している「学校法人 立命館」の口座へ寄付金をお振込みください。
3. 「寄付申込書」と「寄付金」が本学に届き次第、本学発行の「預り証」を貴社へお送りいたします。
4. 本学から私学事業団へ寄付金を送金いたします。本学への寄付金のご入金日から私学事業団への送金までに、約2週間の日数が必要となります。
5. 私学事業団への送金が完了すると、「寄付金受領書」が本学に送られてきますので、到着次第、貴社へお送りいたします。（「寄付金受領書」が貴社に到着するまでには、通常、ご入金から1ヶ月～1ヶ月半程度の日数を必要としますので、何卒ご了承ください。）

III. ご留意事項

- ・ 各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものととなります。
- ・ 寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。
- ・ **払込予定日から決算日までの期間が2ヶ月以下となる場合、寄付金の振込先を変更いただく場合がございますので、本学担当者もしくは下記担当窓口まで事前にご相談くださいますようお願い申し上げます。**

IV. 「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の違いについて

	『特定公益増進法人に対する寄付金』 (略称＝「特増」)	『受配者指定寄付金』
概要	特定公益増進法人(*注)として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度。 	法人が私立学校へ寄付をする際に、学校へ直接寄付するのではなく、私学事業団を介して学校へ寄付をする形の寄付金制度。 
税の優遇措置	特定の計算式に基づいた一定額を所得控除(個人)もしくは損金算入(法人)できる	全額が損金算入できる
利用できる対象	 個人  自営業者・個人事業主など ※一般の法人も利用可	 法人税を納めている法人 ※個人は基本的に利用できない

(*注)特定公益増進法人…「公益の増進に著しく寄与する」と官庁が認定した法人を指す。

・一般の企業

基本的に税の優遇措置幅が大きい「受配者指定寄付金」のご利用をお勧めしています。

・公益財団法人、一般社団法人等の場合

法人税を納付されているかを確認のうえ、納付されている場合は「受配者指定寄付金」を、納付されていない場合は「特増」をご案内いたします。

※法人税を納付されていない法人については、「受配者指定寄付金」の対象になりません。

《お問合せ窓口》

〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1

学校法人立命館 総務部 寄付事務局

TEL (075)813-8110 FAX (075)813-8119

E-Mail rgiving@st.ritsumei.ac.jp